

広聴事案城東区事業所連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、城東区行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の下に設置する実務担当者で組織する小会議の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 連絡調整会議の下に広聴事案城東区事業所連絡調整会議（以下「ミニ行連」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 ミニ行連の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 連絡調整会議における協議内容の円滑な推進のための連絡調整に関すること。
- (2) 区民からの要望や苦情等の速やかな処理のための連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、連絡調整会議がミニ行連において検討することが必要と認める事項の協議に関すること。

(組織)

第4条 ミニ行連は、別表に掲げる連絡調整会議の構成組織の係長級及び技能統括主任等で組織する。

- 2 ミニ行連の幹事長は、城東区役所担当係長から区長が指名する。
- 3 ミニ行連に幹事を若干名置くことができる。

(運営)

第5条 ミニ行連の会議は、城東区役所企画担当課長が定例日に前条第1項に定める者を招集して行う。

- 2 幹事長は、必要に応じて、連絡調整会議に対し、ミニ行連の会議を臨時に開催することを要請することができる。
- 3 ミニ行連の会議は、必要に応じて、調整・検討事項の関係者のみで開催することができる。

(庶務)

第6条 ミニ行連の庶務は、城東区役所総務課総合企画担当において行う。

附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

平成23年6月1日一部改正。

平成24年8月1日一部改正。

平成25年6月1日一部改正。

平成26年6月1日一部改正。

平成27年7月1日一部改正。

平成28年5月2日一部改正。

平成28年6月9日一部改正。

平成29年4月3日一部改正。

令和4年4月1日一部改正。